神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の保護、譲渡等の状況(令和4年度)

	保 護	R4	前年	前年比
	飼えなくなった犬	106	56	50
	所有者不明	133	138	A 5
	前年度からの繰入	12	19	A 7
	計	251	213	38

	譲渡等	R4	前年	前年比
犬	返還	78	89	▲ 11
	県民に譲渡	34	63	▲ 29
	ボランティアに譲渡	100	44	56
	新たな飼い主へ譲渡**	(47)	(14)	50
	収容中の死亡	3	5	▲ 2
	殺処分	0	0	_
	翌年度への繰越	36	12	24
	計	251	213	38

	保 護	R4	前年	前年比
猫	飼えなくなった猫	266	416	▲ 150
	所有者不明	79	159	▲ 80
	前年度からの繰入	109	79	30
	計	454	654	▲ 200

	譲渡等	R4	前年	前年比
	返還	1	0	1
	県民に譲渡	139	202	▲ 63
	ボランティアに譲渡	132	318	▲ 186
猫	新たな飼い主へ譲渡**	(103)	(182)	A 100
	収容中の死亡	14	25	▲ 11
	殺処分	0	0	_
	翌年度への繰越	168	109	59
	計	454	654	A 200

※()内はボランティアから新たな飼い主へ譲渡した頭数で内数。 (令和5年3月31日時点のボランティアからの報告に基づく)

- 表中の数値には、相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町含む)の取扱い分を含む
 - ・ 動物愛護センターでは、横浜市・川崎市・横須賀市を除く県内地域の犬や猫などの保護を行っています。
 - ・ 収容中に死亡した犬・猫は殺処分から除きます。
 - ・ 保護した犬や猫のうち、回復の見込みがない病気やケガによる苦痛がある場合などには、やむを得ず安 楽死処置をすることがあります。
 - ・ 神奈川県では、道路などの公共の場所で、病気であったり、交通事故などでケガをしている猫については、その 収容や治療などを(公社)神奈川県獣医師会に委託しています。このうち、瀕死の状態で治癒が望めない猫などに ついては、やむを得ず安楽死処置をしています。